

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2023年4月21日
【会社名】 ルノー
(Renault)
【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 ルカ・デメオ
(Luca de Meo, Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】 フランス、ブローニュ・ビヤンクール92100
ジェネラル・ルクレール・アベニュー 122-122bis
(122-122 bis avenue du Général Leclerc, 92100
Boulogne-Billancourt, France)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】 03-6889-7000
【事務連絡者氏名】 弁護士 石井 将太
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】 03-6889-7000
【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2022年5月19日
効力発生日	2022年5月27日
有効期限	2024年5月26日
発行登録番号	4-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円
発行可能額	1,093億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2023年4月21日（提出日）である。

【提出理由】 2022年5月19日付発行登録書（その後の訂正を含む。）の記載の一部（「第二部 参照情報」における記載事項）を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、下記を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】 該当なし

【訂正内容】

第二部 【参照情報】

(以下の訂正が、2022年5月19日付発行登録書(その後の訂正を含む。)の「第二部 参照情報」
「第1 参照書類」においてなされる。訂正箇所は下線を付して表示している。)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<訂正前>

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (2021年度)	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	2022年5月19日に関東財務局長に提出
事業年度 (2022年度)	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 (2023年度)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 四半期報告書又は半期報告書

事業年度 (2022年度中)	自 2022年1月1日 至 2022年6月30日	2022年9月15日に関東財務局長に提出
事業年度 (2023年度中)	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	2023年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2022年11月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を2022年6月10日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当なし

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当なし

6 外国会社臨時報告書

該当なし

7 訂正報告書

該当なし

<訂正後>

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (2021年度)	自	2021年1月1日	}	2022年5月19日に関東財務局長に提出
	至	2021年12月31日		
事業年度 (2022年度)	自	2022年1月1日	}	2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定
	至	2022年12月31日		
事業年度 (2023年度)	自	2023年1月1日	}	2024年6月30日までに関東財務局長に提出予定
	至	2023年12月31日		

2 四半期報告書又は半期報告書

事業年度 (2022年度中)	自	2022年1月1日	}	2022年9月15日に関東財務局長に提出
	至	2022年6月30日		
事業年度 (2023年度中)	自	2023年1月1日	}	2023年9月30日までに関東財務局長に提出予定
	至	2023年6月30日		

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2023年4月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を2022年6月10日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2023年4月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2023年4月21日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当なし

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当なし

6 外国会社臨時報告書

該当なし

7 訂正報告書

該当なし